

社会適応課程Ⅲ・V(通称「国際科」)

外国人等で日本人と異なる処遇上の配慮を要する在院者に対し、日本語教育、日本の文化・生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導を行っています。

保護者等との協力

在院者の円滑な社会復帰のためには、保護者等の皆様との協力関係が大切です。

そのため、当院では、在院者と保護者等の皆様を交えて面接を実施したり、保護者等の皆様に保護者会、運動会等の行事へ参加していただくことなどを通じて、当院の教育活動への理解や協力を得られるように努めています。

社会復帰支援の充実

当院では、在院者の円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい在院者に対し、修学・就労の支援、帰住先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な調整、退院者等からの相談対応等の支援を行っています。

交通案内

【公共交通機関を利用する場合】

○京浜急行線京急久里浜駅から、京浜急行バス「千代ヶ崎行き久9番」又は「千代ヶ崎経由浦賀行き久19番」に乗車、「千代ヶ崎」で下車

○京浜急行線浦賀駅から、京浜急行バス「浦賀病院前・千代ヶ崎経由京急久里浜駅行き久19番」に乗車、「千代ヶ崎」で下車

→バスを降りたら、フェンス沿いに左側に進むと、当院が見えます。

【自動車等を利用する場合】

○横浜横須賀道路「浦賀インターチェンジ」を降りる→最初の信号を右折→浦賀駅前交差点を右折→川間トンネルを抜けたら、消防総合訓練センターの角を左折→突き当たりの門の手前を左折→そのまま進むと、当院が見えます。

久里浜少年院

Tel 046 (841) 2585

久里浜少年院視察委員会

当院の施設運営の透明性を確保し、社会に開かれた少年院を目指すことを目的として「久里浜少年院視察委員会」が設置されています。委員は、弁護士、医師、町内会、教育委員会職員、大学教員など少年の健全育成に造詣の深い方々により構成されており、当院の視察、在院者との面接、在院者から提出された書面の確認、当院からの情報提供等を受けて、当院の運営状況を把握し、意見を述べることができます。

当院は、視察委員会の意見に基づき、施設運営の改善向上に役立てることになります。

長瀬焼

当院では、矯正教育（職業指導）の一つとして、陶芸指導を実施しています。在院者の作品を当院の地名にちなんで「長瀬焼」と呼んでいます。

陶芸指導では、陶芸技術の習得を通じ、集中力、達成感など、出院後の就労生活を定着、維持する上で必要な心構えや職業意識を養います。



少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する、法務省所管の施設です。

少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。16歳未満の受刑者を収容することもあります。

久里浜少年院は、「反社会的な価値観・行動傾向があるなど、非行の程度が深い少年」「外国人等で日本人と異なる処遇上の配慮を要する少年」「16歳未満の受刑者」などを対象に、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導のほか、個別の問題性に応じた指導、日本語や日本文化・習慣を定着させるための指導などを重点的に行っています。

「犯罪に戻らない・戻さない～
立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」
の実現をめざして



CHANGE CHALLENGE COOPERATE SOCIETY
(改革・変革) (改革への挑戦と情熱) (国民との協働) (安全な社会)

法務省は、現在「世界一安全な国・日本」を実現するため、再犯・再非行防止対策を推進しています。

〒239-0826

神奈川県横須賀市長瀬3-12-1

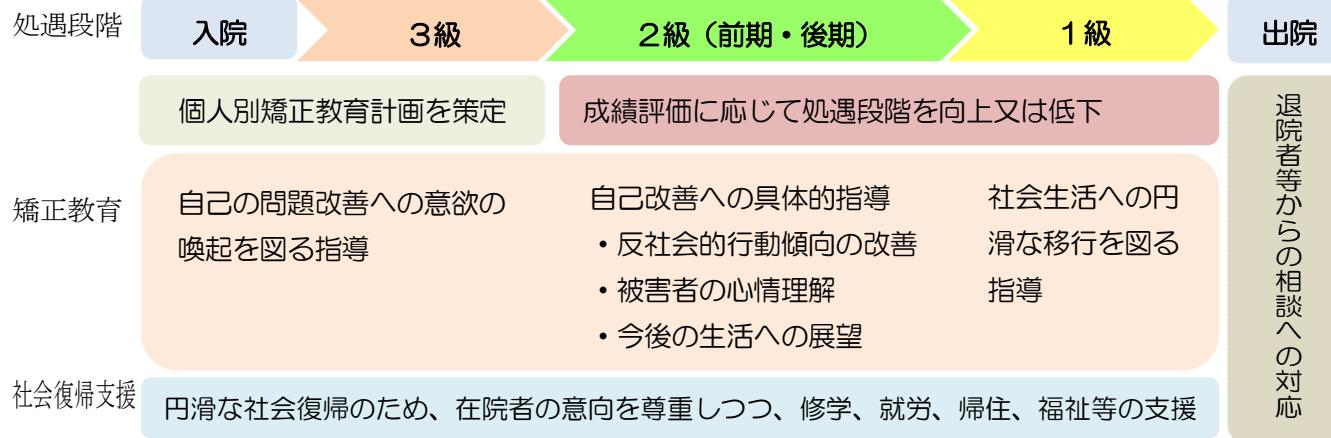
(令和5年4月版)

久里浜少年院の沿革

昭和 24 年 6 月	旧海軍対潜学校を利用し、久里浜刑務所設置
昭和 27 年 4 月	久里浜刑務所に特別少年院付設
昭和 28 年 4 月	久里浜少年院設置（久里浜刑務所を廃止）
昭和 51 年 12 月	新営工事開始、収容業務を一時停止
昭和 52 年 10 月	現庁舎、寮舎等完成、収容業務を再開
平成 5 年 9 月	外国人少年を対象とする処遇課程設置
平成 13 年 4 月	少年院収容受刑者を対象とする処遇課程設置
同年 10 月	寮舎、教室棟等増築工事開始
平成 14 年 8 月	寮舎、教室棟等増築工事完成
平成 27 年 6 月	新少年院法施行、第 1 種（社会適応課程 II、同課程 III）、第 2 種（社会適応課程 IV、同課程 V）、第 4 種（受刑在院者課程）の指定を受ける。
令和 4 年 4 月	少年院法改正、第 5 種少年院（保護観察復帰指導課程 I、同課程 II）の指定を受ける。



処遇の流れ



（当院の基準教育期間は、第1種少年院の場合 11か月、第2種少年院の場合 12か月、第5種少年院の場合 11週又は 20週です。）

日課(例)

時 間	日 課
7:00	起床・洗面・清掃等
7:30	朝食
9:20	朝礼
9:30	職業指導
11:25	昼食・余暇時間
13:10	体育・運動・講義等
16:20	夕食・居室内体育
18:00	日記・内省・学習
19:00	テレビ視聴・自主学習
21:00	就寝



当院の教育活動は、地域の皆様をはじめ、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会、保護司、外部協力者（講師等）など、多くの方々の御支援、御協力をいただいています。

矯正教育の内容

矯正教育は、在院者の犯罪的傾向を矯正するとともに、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的として、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の5つの分野を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的に実施しています。

職業指導

勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を身に付けるための指導を行っています。

職業生活設計指導【職業生活設計指導科（就職活動及び就労継続に必要な基礎知識講座、成年就労ベーシック講座等）】

職業能力開発指導【ICT技術科、生活関連サービス科サービスコース（洗濯、環境整備、ハウスクリーニングアドバイザー）、製品企画科クラフトコース（木工、陶芸）、アグリコース（農園芸）】

教科指導

社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせるための指導や、高等学校への進学等を希望する者に対する指導を行っています。

特に、高等学校卒業程度認定試験は、修学・就労支援の一環として、受験機会の拡大など積極的に実施しています。

補習教育指導

高等学校教育指導

【高卒認定試験のための指導】

生活指導

自立した生活のための基本的な知識や生活態度を身に付けるための指導を行っています。

基本的生活訓練【集団行動訓練、個別面接等】

治療的指導【課題作文等】

保護関係調整指導【保護者参加型プログラム等】

特定生活指導（※）【被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導、交友関係指導、成年社会参画指導】

進路指導【個別面接、視聴覚教育等】

特別活動指導

情操を豊かにし、自主性、自律性、協調性を育てるための指導を行っています。

行事【ソフトボール大会、盆法要、運動会、駅伝大会、二十歳のつどい、観桜会、野外炊飯等】

情操的活動【読書指導、視聴覚教育等】

自主的活動【役割活動等】

社会貢献活動【花育】

体育指導

自立した社会生活を営むための健全な心身を育てるすることを目的とした指導を行っています。

基礎体力づくり

【持久走、サーキットトレーニング等】

競技等

【ソフトボール、水泳、バレーボール等】

（※）在院者一人一人が抱える問題性に着目し、その問題性の改善に特化した教育を「特定生活指導」と呼びます。